

『コロナ債務減免法案（通称）』（令和の徳政令法案）概要

【立法背景と目的】

- ❑ 新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化する中、多くの事業者はコロナ特別融資を受け、経営を継続してきたが、その**融資残高はコロナ禍前と比較し30兆円以上増額**（融資総額は55兆円増）
- ❑ 現時点では返済猶予期間中（最大5年）の事業者が多く、返済負担の問題は表面化していないが、今後、**返済時期を迎えた際には、全国で倒産、廃業、従業員の解雇等が増加**することが予想され、コロナ融資を受けていない事業者の経営にも大きな打撃が生じ、**国民経済全体に深刻な影響**が生じるものとなる。
- ❑ **本法律では**、コロナ収束後の経済が健全なものとなるよう、コロナ禍及びそれに伴うまん延防止等重点措置の影響を受けている中小事業者に対し、**コロナ融資の減免等の措置を講ずる**ことによって、その事業の継続及び再生を通じた**雇用の安定を期し**、もって**国民経済の健全な発展への寄与を目指す**。

政府の政策(ガイドライン等)	問題点	立憲の対案
既存の資金繰り支援の継続	返済猶予や追加融資では 債務の圧縮にはつながらない	I. 債務減免等 債務減免等の弁済負担の軽減で事業継続を支援
債務減免等には中小企業の経営責任等の明確化が求められる	経営責任等の明確化 はハードルが高い	II. 経営責任の回避 帰責性がないことを理由に経営責任を求めない
金融機関による債務減免等は双方の合意に基づく	金融機関 は自身の 経営への影響を意識 せざるを得ない	III. 金融機関の損失補填 債務減免等による損失を公的に補填



政府の対策は極めて中途半端

帰責性のない状況(コロナ禍)で中小企業の事業継続を支援

『コロナ債務減免法案（通称）』（令和の徳政令法案）概要

【法案のポイント】

考え方

旧金融円滑化法を参考として、金融機関に中心的役割を担ってもらう形で債務減免等を促し、債務の弁済負担の軽減を図る

中小事業者のコロナ融資の返済にあたり、必要に応じ債務減免、利子軽減、資本金劣後ローンによる借換、負債の株式化等の措置を行う

➡ 債務の減免という手法を法律に明記

減免の要件は、コロナ禍による融資のみに限定。さらに減免によって事業継続が可能となる事業者を対象としつつ、減免は必要最小限度の範囲とする

➡ モラルハザードの防止

減免等の際には、コロナ融資資金の使途の適正性と事業再生の方針・計画等について金融機関等が事前に確認

➡ 『念のため借りた』『借りたお金を別目的（例:不動産投資等）に使った』事業者を対象としない

減免等の際に生じる金融機関の損失は全額、国が補填する

➡ 金融機関への補填を明確にすることで円滑な実施を促進

減免時においても中小企業の経営責任（退任、報酬返還等）を求めない

➡ 事業者の円滑な制度利用を促進

政府による金融機関に対するモニタリングを実施し、問題が確認された場合には事後的な資金の回収もあり得る

➡ 不正の防止を厳格に行う

必要な財源

5兆円（実施期間は5年程度を想定）

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている 中小事業者に対する金融の円滑化の促進に関する法律案要綱

一 目的（第1条関係）

この法律は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響（以下「新型コロナウイルス感染症等の影響」という。）を受けている中小事業者の事業の継続に必要な資金の借入れに係る債務の負担の状況に鑑み、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配意しつつ、中小事業者に対する金融の円滑化を促進するために必要な措置を定めることにより、中小事業者の事業の継続及び再生並びにこれらを通じた雇用の安定（以下「事業の継続及び再生等」という。）を期し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。

二 中小事業者の債務の弁済に係る負担の軽減等（第2条関係）

1 政府は、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者の事業の継続及び再生等に資するため、中小事業者に対して債権を有する金融機関が当該中小事業者の申込みに応じて次の(1)～(3)の措置その他の当該中小事業者の債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置を適切かつ効果的に講ずることができるよう、法制上の措置、金融機関が講ずべき措置に関する指針の策定その他必要な措置（以下「法制上の措置等」という。）を講ずるものとする。

- (1) 債務の減免、利子の軽減、据置期間の延長その他の中小事業者に対する資金の貸付けの条件の変更
- (2) 旧債の借換え
- (3) 中小事業者の株式の取得であって債務を消滅させるためにするもの

2 政府は、1の法制上の措置等を講ずるに当たっては、次の(1)・(2)の事項に特に留意しなければならないこと。

- (1) 中小事業者が新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて行った事業の継続に必要な資金の借入れに係る債務の弁済に係る負担の軽減に当たっては、新型コロナウイルス感染症等の影響が自己の責めに帰することができない事由であること等を踏まえ、中小事業者が経営責任を負うこととならないようにすること。
- (2) 金融機関が(1)の借入れに係る債務の減免を行うに当たっては、当該債務の弁済に係る負担により事業の継続に支障を来している中小事業者に限り、かつ、当該借入れに係る資金の使途が適正であることを確認した上で行われるようにするとともに、中小事業者の事業の再生の計画（事業の再生のおおよその見通しを記載した書面を含む。以下「事業再生計画」という。）の内容を踏まえてその事業の継続への支障を除去するために必要な範囲を超えないようにすること。

3 政府は、2(2)の債務の減免を受けようとする中小事業者による事業再生計画の適切かつ円滑な作成を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、金融機関の経営に影響を及ぼさないよう、金融機関が債務の減免で2(2)を満たすもの又は利子の軽減を行ったことにより生じた損失を補填するために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。

三 関係者相互の連携（第3条関係）

政府は、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者の事業の継続及び再生等に資するため、金融機関、信用保証協会、株式会社地域経済活性化支援機構、中小事業者の事業の再生の支援を行う投資事業有限責任組合その他の関係者が適切かつ効果的に連携することができるよう、法制上の措置等を講ずるものとする。

四 相談体制の充実（第4条関係）

政府は、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者の債務の弁済に係る負担の軽減に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

五 施行期日（附則関係）

この法律は、公布の日から施行すること。

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者に対する金融の円滑化の促進に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響（以下「新型コロナウイルス感染症等の影響」という。）を受けている中小事業者の事業の継続に必要な資金の借入れに係る債務の負担の状況に鑑み、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、中小事業者に対する金融の円滑化を促進するために必要な措置を定めることにより、中小事業者の事業の継続及び再生並びにこれらを通じた雇用の安定（次条第一項及び第三条において「事業の継続及び再生等」という。）を期し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（中小事業者の債務の弁済に係る負担の軽減等）

第二条 政府は、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者の事業の継続及び再生等に資

するため、中小事業者に対して債権を有する金融機関が当該中小事業者の申込みに応じて次に掲げる措置その他の当該中小事業者の債務の弁済に係る負担の軽減に資する措置を適切かつ効果的に講ずることができると、法制上の措置、金融機関が講ずべき措置に関する指針の策定その他必要な措置（次項及び次条において「法制上の措置等」という。）を講ずるものとする。

一 債務の減免、利子の軽減、据置期間の延長その他の中小事業者に対する資金の貸付けの条件の変更

二 旧債の借換え

三 中小事業者の株式の取得であつて債務を消滅させるためにするもの

2 政府は、前項の法制上の措置等を講ずるに当たっては、次に掲げる事項に特に留意しなければならない。

一 中小事業者が新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて行った事業の継続に必要な資金の借入れに係る債務の弁済に係る負担の軽減に当たっては、新型コロナウイルス感染症等の影響が自己の責めに帰することができない事由であること等を踏まえ、中小事業者が経営責任を負うこととならないようにすること。

二 金融機関が前号の借入れに係る債務の減免を行うに当たっては、当該債務の弁済に係る負担により事

業の継続に支障を来している中小事業者に限り、かつ、当該借入れに係る資金の使途が適正であること
を確認した上で行われるようにするとともに、中小事業者の事業の再生の計画（事業の再生のおおよそ
の見通しを記載した書面を含む。次項において「事業再生計画」という。）の内容を踏まえてその事業
の継続への支障を除去するために必要な範囲を超えないようにすること。

3 政府は、前項第二号の債務の減免を受けようとする中小事業者による事業再生計画の適切かつ円滑な作
成を支援するために必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、金融機関の経営に影響を及ぼさないよう、金融機関が債務の減免で第二項第二号に掲げる事項
を満たすもの又は利子の軽減を行ったことにより生じた損失を補填するために必要な措置その他の措置を
講ずるものとする。

（関係者相互の連携）

第三条 政府は、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者の事業の継続及び再生等に資
するため、金融機関、信用保証協会、株式会社地域経済活性化支援機構、中小事業者の事業の再生の支援
を行う投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条

第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。）その他の関係者が適切かつ効果的に連携することができ
きるよう、法制上の措置等を講ずるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 政府は、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者の債務の弁済に係る負担の軽減に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小事業者の事業の継続に必要な資金の借入れに係る債務の負担の状況に鑑み、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配意しつつ、中小事業者に対する金融の円滑化を促進するために必要な措置を定め、中小事業者の事業の継続及び再生並びにこれらを通じた雇用の安定を期する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。